

役員の登記を申請される事業主様へ

平成27年2月から、会社等の役員変更登記申請の添付書類や登記する事項が随時変わっています。

変更されたものについてお知らせします。



株式会社の取締役等の任期は、株式の譲渡制限に関する規定のある株式会社であれば、最長でも選任後10年以内（※）に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです（※公開会社は2年以内）。

任期満了等による役員変更登記は、本店所在地を管轄する法務局に登記しなければなりません。

登記を怠ったときは過料という制裁の対象となる場合がありますので、定款で役員の任期を確認しておきましょう。

★詳しい内容は、該当する以下の項目をクリックしてください。

A 取締役、監査役等の「就任」の登記申請には本人確認証明書が必要です

B 代表取締役等が「辞任」する場合の添付書面が変わりました。

C 監査役を設置している株式会社の登記すべき事項が変わりました。

D 責任限定契約を締結することができる取締役、監査役の範囲が拡大され、責任限定契約に関する登記に伴う社外取締役、社外監査役の登記をしないこととなりました。

E 社外取締役及び社外監査役の要件の見直しがされたため、要件を満たさなくなった役員は社外性喪失の登記をしなければなりません。

F 役員の氏名に婚姻前の氏をも記録することができるようになりました

G 登記の申請時に、会社法人等番号を記載することにより、登記事項証明書の添付を省略することができるようになりました。

H 登記事項につき株主総会決議が必要な場合、登記申請には株主リスト
が必要です

I 登記申請書へのフリガナの記載が必要です

★★★大阪法務局では、商業・法人の登記手続に関する相談については、
「**登記相談予約制**」を導入しております。

登記相談の御予約は、お電話で・・・。

詳細は大阪法務局ホームページへ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/300129toukisoudanshougyouhoujin.pdf>

登記相談予約制の申込先電話番号及び受付時間を公開中